

申出書審査票

1 件名

福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。

① 適用を受ける労働協約について

申出を行う5組合(セーレン労働組合、サカイオーベックス労働組合、ウラセ労働組合、フクセン労働組合、ケイター労働組合)は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら5組合のうち4組合については適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

② 定量的要件(概ね3分の1以上について)

申出書記載の適用労働者数 6,080名

申出書記載の労働協約適用労働者数 1,847名

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の30.4%。

③ 全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意していると認められる。福井県内における事業所の労働組合が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人U Aゼンセン福井県支部長に委任する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 916 円 (時間額) (別紙参照)

福井県紡績業，化学繊維，織物，染色整理業

申出：労働協約ケース

番号	組合名	賃金の最低額 (月額)	所定労働時間数 (※1)	賃金の最低額 (※2) (時間額)
1	セーレン労働組合	164,000円	164時間	1,004円
2	サカイオーベックス労働組合	160,000円	159時間	1,002円
3	ウラセ労働組合	160,000円	164.7時間	971円
4	フクセン労働組合	170,000円	161時間	1,057円
5	ケイテー労働組合	150,000円	163.75時間	916円

※1 提出された資料記載の年間所定労働時間、月所定労働日数等をもとに算出した時間。

※2 月給を時間換算した際、円未満は切捨て。また、月給の時間換算額、日給の時間換算額又は時間給の内、最も低い額を記載。

2022 年 8 月 22 日

福井労働局

局長 田原孝明 殿



改正申出書（再提出）

最低賃金法第 15 条 1 の規定により

福井県紡績・化学繊維製造・織物・染色整理業最低賃金の改正の決定について下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹労働者の範囲

福井県において紡績・化学繊維製造・織物・染色整理業最低賃金を営む使用者に使用される労働者

1, 847 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福井県紡績・化学繊維製造・織物・染色整理業最低賃金

3. 申し出の内容

上記 2 の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金は最低賃金法第 15 条 2 に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出および再提出の理由

最低賃金額に関する労働協約の雇用労働者数が概ね、3 分の 1 以上に達していることから、法定最低賃金の改正の決定を求める。

再提出の理由としては、地域別最低賃金に満たないとの教授を受けたため。

5. 添付書類

- ☐ 福井県における事業所数と労働者の概念及合意の効力のおよぶ労働者の概数を記した書面
- ☐ 最低賃金協定の写し
- ☐ 申し出代表者に対する委任状
- ☐ 福井県特定最低賃金の必要性に関する決議
- ☐ 賃金・時間給調査票

以 上

○添付資料

○賃金・時間給調査表

業種	組合名	18歳賃金 (高卒初任給)	最低月額	最低日額	最低時間額	年間所定内 労働時間	月間所定内 労働時間	1日所定 労働時間
染色	セーレン労働組合	¥164,000	¥164,000	¥8,035	¥1,004	1,944	164	8.0h
染色	サカイオーベックス労働組合	¥160,000	¥159,800	¥7,520	¥1,002	1,908h	159h	7.5h
染色	ウラセ労働組合	¥160,000	¥160,000	¥7,529	¥971	1,976.3h	164.7h	7.75h
染色	フクセン労働組合	¥170,000	¥170,000	¥8,458	¥1,057	1,928h	161	8
織物	ケイテー労働組合	¥150,000	¥150,000			1,965	164	7.5h

2022年 7月14日

福井労働局

局長 田原孝明 殿



申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により

福井県紡績・化学繊維製造・織物・染色整理業最低賃金の改正の決定について下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹労働者の範囲

福井県において紡績・化学繊維製造・織物・染色整理業最低賃金を営む使用者に使用される労働者

2, 017名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福井県紡績・化学繊維製造・織物・染色整理業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金は最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

最低賃金額に関する労働協約の雇用労働者数が概ね、3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正の決定を求める。

5. 添付書類

- ☐ 福井県における事業所数と労働者の概念及合意の効力のおよぶ労働者の概数を記した書面
- ☐ 最低賃金協定の写し
- ☐ 申し出代表者に対する委任状
- ☐ 福井県特定最低賃金の必要性に関する決議
- ☐ 賃金・時間給調査票

以 上

○賃金・時間給調査表

業種	組合名	18歳賃金 (高卒初任給)	最低月額	最低日額	最低時間額	年間所定内 労働時間	月間所定内 労働時間	1日所定 労働時間
染色	セーレン労働組合	¥164,000	¥164,000	¥8,035	¥1,004	1,944	164	8.0h
染色	サカイオーベックス労働組合	¥160,000	¥159,800	¥7,520	¥1,002	1,908h	159h	7.5h
染色	ウラセ労働組合	¥160,000	¥160,000	¥7,529	¥971	1,976.3h	164.7h	7.75h
染色	東洋染工労働組合	¥150,000	¥150,000	¥6,976	¥872	2,064h	172h	8.0h
染色	フクセン労働組合	¥170,000	¥170,000	¥8,458	¥1,057	1,928h	161	8
織物	ケイテー労働組合	¥150,000	¥150,000			1,965	164	7.5h

申出書審査票

1 件名

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。

① 適用を受ける労働協約について

申出を行う4組合(JAMエイチアンドエフ労働組合、JAM松浦機械製作所労働組合、JAM花山工業労働組合、日本マイヤー〔株〕従業員組合)は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら4組合の内、2組合については労働協約が締結されていないが、2組合については適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

② 定量的要件(概ね3分の1以上について)

申出書記載の適用労働者数	1,910名
申出書記載の労働協約適用労働者数	853名

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の44.7%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね3分の1以上と認められる。

③ 全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意

していると認められる。福井県内における事業所の労働組合が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人 J A M 北陸執行委員長宮崎敏裕に対する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 995 円 (時間額) (別紙参照)

福井県繊維機械、金属加工機械整理業

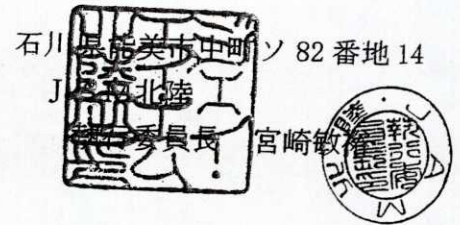
申出：労働協約ケース

番号	組合名	賃金の最低額 (月額)	所定労働時間数 (※1)	賃金の最低額 (※2) (時間額)
1	J A M エイチアンドエフ労働組合	160,000円	160.7時間	995円
2	J A M 松浦機械製作所労働組合	170,000円	160時間	1,063円

※1 提出された資料記載の年間所定労働時間、月所定労働日数等をもとに算出した時間。
 ※2 月給を時間換算した際、円未満は切捨て。また、月給の時間換算額、日給の時間換算額又は時間給の内、最も低い額を記載。

2022年7月19日

福井労働局長 田原孝明 殿



申 出 書

最低賃金法第15条の規定により、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福井県において、福井県繊維機械、金属加工機械製造業を営む使用者に使用される労働者
(108事業所、1,910人)

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上に達していること

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 853名

福井県における繊維機械、金属加工機械製造業を営む使用者に使用される労働者は

1,910名であり3分の1以上である(44.7%)

(最も低い)労働協約の金額=995円/時間

現在適用されている法定最低賃金=874円

5. 添付書類

①申出についてその最低賃金協定の締結当事者である労働組合の全体の合意があったことを証明する書面および申出を行うことを代表者に委任する書面

②最低賃金協定の写し

③当該地域内の同種の基幹的労働者数、およびそのうち当該最低賃金協定の適用をうける基幹的労働者の概数を記した書面

以 上

申出書審査票

1 件名

福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。

① 適用を受ける労働協約について

申出を行う7組合(福井村田製作所労働組合、パナソニックデバイス労働組合福井支部、パナソニックグループ労働組合連合会、ニチコン大野労働組合、日本電産テクノモータ小浜労働組合、アムコー・テクノロジー・ジャパン労働組合福井支部、パナソニックライティングシステムズ労働組合福井支部)は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら労働組合が適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

② 定量的要件(概ね3分の1以上について)

申出書記載の適用労働者数	11,740名
申出書記載の労働協約適用労働者数	6,217名

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の53.0%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね3分の1以上と認められる。

③ 全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意していると認められる。福井県内における事業所の労働組合（各支部を含む。）が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人電機連合福井地方協議会議長に委任する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 962 円 (時間額) (別紙参照)

福井県電気機械器具製造業（略称）

申出：労働協約ケース

番号	組合名	賃金の最低額 (月額)	所定労働時間数（※1）	賃金の最低額（※2） (時間額)
1	福井村田製作所労働組合	166,500円	156.2時間(1ヶ月)	1,065円
2	パナソニックグループ労働組合 連合会	166,500円	154.3時間(1ヶ月)	1,079円
3	日本電産テクノモータ小浜労働組合	165,000円	165時間(1ヶ月)	1,000円
4	ニチコン大野労働組合	155,000円	161時間(1ヶ月)	962円
5	アムコー・テクノロジー・ジャパン労働組合 福井支部	167,500円	166時間(1ヶ月)	1,009円
6	パナソニックライティンクスシステムズ労働組合 福井支部	166,500円	153.2時間(1ヶ月)	1,086円

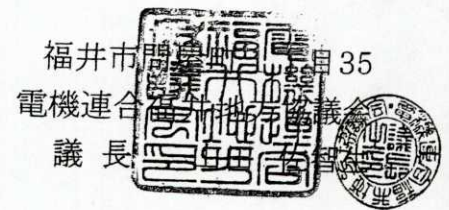
※1 提出された資料記載の年間所定労働時間、月所定労働日数等をもとに算出した時間。

※2 月給を時間換算した際、円未満は切捨て。また、月給の時間換算額、日給の時間換算額又は時間給の内、最も低い額を記載。

令和4年7月19日

福井労働局

田原 孝明 局長 殿



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、

福井県 { 電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、
その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・
配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、
通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業 } 最低賃金の

改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福井県 { 電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、
その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・
配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、
通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業 } を営む

使用者に使用される労働者 11,740名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

福井県 { 電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、
その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・
配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、
通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業 } 最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第16条の3に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の雇用労働者数が概ね、3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正の決定を求める。

5. 添付書類

①労働協約の写。

②賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせなど(労働協約以外で書面によるもの)の写。

③申出代表者に対する委任状。

④それぞれの合意の効力に及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の、労働者の概数を記した書面。

以上

申出書審査票

1 件名

福井県百貨店、総合スーパー最低賃金

2 申出ケース

労働協約ケース

3 審査事項

- (1) 一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。なお、使用者とは労組法第14条による事業主(法人の場合は法人)をいい、労基法第10条に規定されている事業主のために行為する者というものではない。

① 適用を受ける労働協約について

申出を行う11組合(そごう・西武労働組合、平和堂労働組合アルプラザアミ支部、平和堂労働組合アルプラザベル支部、平和堂労働組合アルプラザ鯖江支部、平和堂労働組合アルプラザ武生支部、平和堂労働組合アルプラザ敦賀支部、PLANT労働組合、全ユニー労働組合アピタ福井分会、全ユニー労働組合アピタUDR福井分会、全ユニー労働組合アピタ福井大和田分会、全ユニー労働組合アピタ敦賀分会)は、福井県内所在の事業所における労働組合であることが確認できる。これら労働組合が適用を受ける労働協約書の写しの添付があり、いずれも賃金の最低額の定めがなされている。最低額は統一されていないが、本省作成の最低賃金関係事務取扱手引において「賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これら賃金のうち最も低い額をもって共通の最低額とみなすものとする。」とされているため、協約中の最低額をもって共通額とし、最低額について実質的に内容を同じくする定めがあると認められる。

② 定量的要件(概ね3分の1以上について)

申出書記載の適用労働者数	1,720名
申出書記載の労働協約適用労働者数	895名

労働協約適用労働者数は、特定最低賃金適用労働者数の52.0%と、労働協約による適用労働者数割合が概ね3分の1以上と認められる。

③ 全部の合意による申出について

申出労働組合の全てが、代表者等適正と思われる者の記名押印をもって申出に合意していると認められる。福井県内における事業所の労働組合（各支部を含む。）が労働協約の適用を受けており、当事者である労働組合の全部の合意による申出と認められる。

(2) 申出の代表者について

申出労働組合の全てが、申出に係る一切の事項を申出人U Aゼンセン福井県支部長林憲治に委任する委任状を提出しており、委任状は有効であると認められるため、労働協約の当事者である各労働組合を代表する者の申出と認められる。

4 その他

労働協約最低額 地賃+20 円【880 円(時間額)】 (別紙参照)

福井県百貨店、総合スーパー

申出：労働協約ケース

番号	組合名	賃金の最低額 (月額)	所定労働時間数 (※1)	賃金の最低額 (※2) (時間額)
1	そごう・西部労働組合	156,000円	157.5時間	990円
2	平和堂労働組合 (アルプラザアミ支部)	180,000円	165.3時間	1,087円
3	平和堂労働組合 (アルプラザベル支部)			
4	平和堂労働組合 (アルプラザ鯖江支部)			
5	平和堂労働組合 (アルプラザ武生支部)			
6	平和堂労働組合 (アルプラザ敦賀支部)			
7	PLANT労働組合	172,550円	170.7時間	1,013円
8	全ユニー労働組合 (UDR福井分会)	189,000円	167時間	地賃+20円 (最低 880円) 910円
9	全ユニー労働組合 (アピタ福井大和田分会)			
10	全ユニー労働組合 (アピタ敦賀分会)			
11	全ユニー労働組合 (ピアゴ丸岡分会)			

※1 提出された資料記載の年間所定労働時間、月所定労働日数等をもとに算出した時間。
 ※2 月給を時間換算した際、円未満は切捨て。また、月給の時間換算額、日給の時間換算額又は時間給の内、最も低い額を記載。

福井労働局

局長 田原孝明 殿



2022年 7月 14日



- 35

福井県支部

支部長 林 憲 治



申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により

福井県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の決定について下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹労働者の範囲

福井県において百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者

1, 720名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福井県百貨店、総合スーパー最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金は最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

最低賃金額に関する労働協約の雇用労働者数が概ね、3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正の決定を求める。

5. 添付書類

- ☐ 福井県における事業所数と労働者の概念及合意の効力のおよぶ労働者の概数を記した書面
- ☐ 最低賃金協定の写し
- ☐ 申し出代表者に対する委任状
- ☐ 福井県特定最低賃金の必要性に関する決議
- ☐ 賃金・時間給調査票

以 上

企業内最低賃金に関する協定書

UDリテール株式会社（以下「会社」という）と全ユニー労働組合（以下「組合」という）は、会社における組合員の企業内最低賃金を「2022年度賃金改訂に関する確認書」に基づき下記の通り協定する。

記

1. 目的

この協定は、当該事業領域における企業体質の強化、業績の向上に向けて会社と組合双方で意思疎通をはかり、生産性の向上と従業員福祉に積極的に労使が協力することを目的とする。

2. 企業内最低賃金

各店舗の採用時間給は各都道府県の地域別最低賃金プラス20円以上とする。

3. 当協定に関する疑義

この協定に関して疑義が生じた場合は、中央労使協議により明らかにする。

4. 適用期間

この適用は2022年5月11日から2023年5月10日までとする。

2022年3月15日

UDリテール株式会社
代表取締役社長

片桐 三希成



全ユニー労働組合
中央執行委員長

竹本 明広

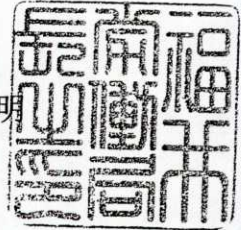


福井労発基 0824 第2号
令和4年8月24日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井労働局長

田原 孝明



福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

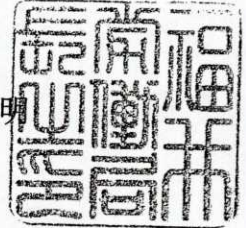
令和4年7月19日付けをもって申出代表者U Aゼンセン福井県支部長林憲治から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金（平成6年福井労働基準局最低賃金告示第4号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

福井労発基 0824 第3号
令和4年8月24日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井労働局長

田原 孝明



福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和4年7月19日付けをもって申出代表者JAM北陸執行委員長宮崎敏裕から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成14年福井労働局最低賃金告示第4号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

福井労発基 0824 第4号
令和4年8月24日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井労働局長

田原 孝明



福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和4年7月19日付けをもって申出代表者電機連合福井地方協議会議長山田佐智生から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成14年福井労働局最低賃金告示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

福井労発基 0824 第5号
令和4年8月24日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井労働局長

田原 孝明



福井県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（諮問）

令和4年7月19日付けをもって申出代表者UAゼンセン福井県支部長林憲治から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、福井県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成24年福井労働局最低賃金告示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。